

業 務 委 託 仕 様 書

1 件 名

ホルマトロ社製救助器具保守点検委託

2 履行期間

契約締結日から令和8年2月28日まで

3 履行場所

- (1) 草加消防署西分署 埼玉県草加市西町108番地2
- (2) 八潮消防署 埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根1185番地

4 支払方法

業務完了払（履行確認後一括払）

（草加消防署西分署分、八潮消防署分の請求書を分けて提出すること）

5 型式等

- (1) ホルマトロ社製マット型空気ジャッキ（草加消防署西分署分）

ア 箱型コントローラー（HDC12J）

イ レギュレーター（PRV12J）

ウ リフトバック

（HLB2・HLB6・HLB11・HLB21・HLB38・HLB53）

エ 開閉ホース（SHUT-OFF HOSE12×4）

オ エアホース（5m）青（10m）黄・オレンジ

カ リフトバッグ災害時用セット3321

（HLB2・HLB6・HLB8・エアホース5m×2「黄色・オレンジ」

キックポンプ×1・箱型コントローラー・開閉ホース×3）

- (2) ホルマトロ社製マット型空気ジャッキ（八潮消防署分）

ア 箱型コントローラー（HDC10AJU）

イ レギュレーター（PRV823AUJ）

ウ リフトバック

（HLB12・HLB18・HLB20・HLB32・HLB40）

エ 開閉ホース（SHUT-OFF HOSE×3）

オ エアホース（5m）赤・黄（AH5RU・AH5YU）

- カ リフトバッグ災害時用セット 3 3 2 1
(HLB 1・HLB 3・HLB 5・エアホース 5 m×2・キックポンプ×2・
シングルコントローラー・開閉ホース×3)
- キ ペダルカッターセット (カッターHMC 8 U・ハンドポンプPA 0 4 H 2 S・
油圧ホース 2 m)

(3) ホルマトロ社製油圧救助用器具 (八潮消防署分)

- ア エンジンポンプ (DPU 3 1 PC)
- イ エンジンポンプ (SR 2 0 PC 2)
- ウ スプレッダー (SP 5 2 6 0)
- エ カッター (CU 5 0 5 0)
- オ マルチツール (CT 4 1 5 0 C)
- カ エクステンドラム (XR 4 3 6 0 C)
- キ ハンドポンプ (PA 1 8 H 2 C)
- ク 油圧ホース CORE
(C 0 5 OU×3・C 0 5 GU×2・C 1 5 OU×1・C 1 5 GU×1)
- ケ ホースリールダブル (HR 5 5 2 0 OB)

(4) ホルマトロ社製油圧式パワーショア (八潮消防署分)

- ア ハンドポンプ (HTW 7 0 0 P S No 1・No 2)
- イ 支柱 (SX 1 0×4・SX 5×4・SX 2×2 SX 1×2 MS 2 L 2 +×2・
FX 1×2)
- ウ 油圧シリンダー (HS 1 Q 5 FL×2)
- エ 支柱用アタッチメント (各種)
- オ テンショニングベルト×5

6 保守点検内容

(1) ホルマトロ社製マット型空気ジャッキ

- ア 各部目視点検
- イ 各部エア漏れの点検
- ウ 加圧状態・本体損傷の点検
- エ 作動部 Oリングの交換
- オ その他必要な検査項目

(2) ホルマトロ社製油圧救助用器具

- ア 各部目視点検
- イ 油圧作動部の圧力検査
- ウ 作動油の交換

- エ 作動部Ｏリングの交換
 - オ その他必要な検査項目
- (3) ホルマトロ社製油圧式パワーショア
- ア 各部目視点検
 - イ 油圧作動部の圧力検査
 - ウ 作動油の交換
 - エ 作動部Ｏリングの交換
 - オ その他必要な検査項目

7 提出書類

下記の(1)から(4)までの項目を草加消防署西分署分、八潮消防署分、各1部提出とする。

- (1) 保守点検結果報告書
- (2) 業務完了報告書
- (3) 点検実施時の写真
- (4) 新旧交換部品写真

8 その他

- (1) 草加八潮消防組合（以下「組合」という。）の所有する大型油圧救助器具及び空気式救助器具の整備に熟知している者が作業を実施すること。
- (2) 保守点検中に予期せぬ修繕箇所を発見した場合は、直ちに担当者と協議すること。
- (3) 予期せぬ修繕箇所が発生し、担当者と協議の上、修繕を実施した場合は、修繕前・修繕中・修繕後の写真及び交換部品等を本体引渡し時に、担当者に提出すること。
- (4) 交換する作動油、部品は全て新品とし、純正品を使用すること。なお、純正品が製造中止の場合は別途協議とする。
- (5) 廃棄部品等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理すること。なお、廃棄部品等の処理費用は受注者が負担すること。
- (6) 業務を実施するに当たり、災害発生時に備えて代替機を準備し、代替機の費用は受注者が負担すること。
- (7) 組合が代替機を借用中に故障及び破損等が発生した場合は、直ちに他の代替機を準備すること。なお、故障等に伴う修繕費用は受注者が負担すること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び疑義のある場合は、担当者に質問し指示又は承認を受けること。

- (9) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (10) 不当要求等に関し、次の事項を遵守すること。
- ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、組合管理者に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
- イ 受注者は、組合及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講ずること。

9 問合せ先

草加八潮消防組合 八潮消防署消防第2課 救助係
電話048-998-0119 内線321